

船舶事故調査報告書

令和5年4月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗組員負傷 |
| 発生日時 | 令和4年7月30日 10時30分ごろ |
| 発生場所 | 千葉県いすみ市大原海岸東方沖 大原港東防波堤灯台から真方位340° 1,600m付近 (概位 北緯35° 16.2′ 東経140° 24.1′) |
| 事故の概要 | 水上オートバイ ^{たかはしげん たさま} 高橋玄太様は、漂泊中、左舷船尾方より波を受けて転覆し船長及び同乗者が負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年9月28日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 水上オートバイ 高橋玄太様、0.2トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 232-42361千葉、有限会社岬マリーン |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、特殊小型 |
| 負傷者 | 軽傷 2人（船長、同乗者） |
| 損傷 | 船首船底部に割損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波向 南南東、波高 約1.0m、水温 約25℃ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、いすみ市所在の大原海岸を出発し、同海岸東方沖にある消波ブロックの約10m東方沖（以下「釣り場」という。）で、船首を西方に向け、主機を中立運転として漂泊した。</p> <p>船長及び友人は、船首方に向けて船首方に釣り竿を出して釣りをしていたところ、本船が左舷船尾方からの波を受けて転覆し、バランスを崩して本船から投げ出された。</p> <p>本船は、船首が消波ブロックに接触した。</p> <p>船長及び友人は、消波ブロックに体をぶつけたが、自力で大原海岸にたどり着き、同海岸で本事故を目撃した同僚が要請した救急車で千葉県長柄町所在の病院に搬送され、船長が右手母指挫創、友人が腰部打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>船長は、釣り場で釣りをしていた際、風がやや強いものの、消波ブロックの内側で波が高いと思わず、消波ブロックの外側では少し波が高いと感じていたが、同様の波で危険を感じたことがなかったので、そのまま釣りを続けた。</p> <p>船長は、船首方に向けて釣りに意識を向けていたので、左舷船尾方からの波に気付かなかった。</p> <p>船長は、平成27年に免許を取得後、本事故発生場所付近海域で水上オートバイを頻繁に使用していた。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>分析</p> | <p>本船は、南西の風及び南南東からの波高約1.0mの波がある状況下、船首を西方に向けて漂泊中、船長が、船首方を向いて船首方に出した釣り竿に意識を向けて釣りを継続したことから、左舷船尾方からの波に気付かず、左舷船尾方からの波を受けて転覆し、船長及び同乗者が消波ブロックに体をぶつけて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、風がやや強いものの、消波ブロックの内側で波が高いと思わず、消波ブロックの外側では少し波が高いと感じていたが、同様の波で危険を感じたことがなかったことから、そのまま釣りを継続したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、南西の風及び南南東からの波高約1.0mの波がある状況下、船首を西方に向けて漂泊中、船長が、船首方を向いて船首方に出した釣り竿に意識を向けて釣りを継続したため、左舷船尾方からの波に気付かず、左舷船尾方からの波を受けて転覆し、船長及び同乗者が消波ブロックに体をぶつけたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、実際の現場の気象及び海象が危険である場合、直ちに帰航する、又は出航を取り止めること。 ・水上オートバイの船長は、周囲の波の状況を把握し、転覆しないように船首を向ける等、適切な操船をすること。 ・船長は、漂泊する際、波に運ばれて消波ブロックなどに衝突する可能性を考慮し、消波ブロックなどから十分距離をとること。 |